

仙台市音楽ホール検討懇話会設置要綱

(平成 29 年 10 月 31 日市長決裁)

(設置)

第1条 (仮称) 仙台市音楽ホール(以下「音楽ホール」という。)の整備について、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、仙台市音楽ホール検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 音楽ホールが備えるべき施設機能と規模に関する事
- (2) 音楽ホールの立地のあり方に関する事
- (3) その他音楽ホールの整備に係る必要な事項に関する事

(組織)

第3条 懇話会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から懇話会の解散の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 懇話会は、専門の事項について調査審議させるために必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員は、第3条第1項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

5 専門部会に部会長1名を置き、当該専門部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

6 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(解散)

第7条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、文化観光局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 29 年 10 月 31 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。